

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 10 日 本紙第 5434 号 2 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 10 日 政令第 223 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	平成 22 年 12 月 27 日
【制定の根拠】	消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項ただし書並びに第 53 条
【法令のあらまし】	消費生活用製品安全法に基づく特定製品及び特別特定製品として、特定のライターを追加する。 (別表第1及び別表第2関係)
【改正される法令】	消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号）